

平成21年11月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(イ)第45号 不当利得金返還請求控訴事件 (原審・仙台簡易裁判所平成19年(ハ)第5171号)

(平成21年10月1日口頭弁論終結)

判 決

滋賀県草津市西大路町1-1

控 訴 人 株式会社シティズ
上記代表者代表取締役 若 松 一 義
上記訴訟代理人弁護士 [REDACTED]
同 [REDACTED]

宮城県石巻市 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

主 文

- 1 控訴人の控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

なお、被控訴人の控訴答弁書には、訴訟費用は第一、二審のいずれについても被控訴人の負担とするとの判決を求める旨の記載があるが、本件訴訟経過に照らせば、上記記載は誤記であると認められる。

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）第3条第1項の規定による登録を受けている株式会社である。
- (2) 控訴人は、平成18年5月19日、被控訴人に対し、訴外 [REDACTED]（以下「訴外 [REDACTED]」という。）を連帯保証人として、以下の約定により金銭を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

ア 貸付金額

500万円

イ 利息

年29.20パーセント

ウ 遅延損害金

年29.20パーセント

エ 支払方法

平成18年7月より平成23年6月まで毎月1日限り、元金8万3000円宛を経過利息とともに控訴人方に持参ないし送金して支払う。

但し、最終支払元金を10万3000円とする。

オ 期限の利益喪失特約

各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを怠ったときは、通知催告の手続なくして期限の利益を失い、債務全額及び元本に対する遅延損害金を即時に支払う。

- (3) 被控訴人は、別紙計算書「取引日」「借入額」「返済額」欄に記載のとおり、控訴人との間で、平成18年5月19日から平成19年3月28日にかけて、金銭を借り入れ、返済を繰り返した。
- (4) 上記(3)記載の借入と返済について、利息制限法所定の制限利率による引き

直し計算をすると、別紙計算書「残元金」欄に記載のとおり、平成19年3月28日の時点において、被控訴人の控訴人に対する59万9622円の過払金が生じている。

- (5) 控訴人は、上記(4)記載の過払金を利得していることを知っていた。
- (6) よって、被控訴人は、控訴人に対し、民法704条に基づき59万9622円及び上記不当利得金に対する法定利息として最終取引日の翌日である平成19年3月29日から平成19年10月29日までの年5パーセントの割合による金員及び上記不当利得金に対する遅延損害金として平成19年10月30日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払いを求めらる。

2 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)、同(2)、同(3)は認める。
- (2) 請求原因(4)、同(5)は否認する。

3 抗弁—貸金業法43条1項に定めるみなし弁済

- (1) 控訴人は、本件貸付の際、被控訴人に対し、上記1(2)アないしオに掲げる事項、登録番号、住所地、商号及び債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等、貸金業法17条1項及び同法施行規則第13条に定める事項を記載した貸付及び保証契約説明書を交付した。
- (2) 控訴人は、本件貸付に先立って、訴外[]に対し、上記1(2)アないしオに掲げる事項、登録番号、住所地、商号及び債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項、保証金額、保証期間、保証契約の種類及び効力、保証の対象となる貸付の種類、主債務者と連帯して義務を負担する旨、解除事由等、貸金業法17条2項及び同法施行規則14条に定める保証契約説明書を交付した。
- (3) 控訴人は、本件貸付の際、訴外[]に対し、上記1(2)アないしオに掲げる事項、登録番号、住所地、商号及び債務者が負担すべき元本及び利息以外の

金銭に関する事項、保証契約年月日、保証金額、保証期間、保証契約の種類及び効力、保証の対象となる貸付の種類、主債務者と連帯して義務を負担する旨、解除事由等、貸金業法17条3項及び4項、同法施行規則14条に定める貸付及び保証契約説明書を交付した。

- (4) 被控訴人は、上記(1)記載の元金及び利息として、別紙元金計算書に記載のとおり、任意に弁済した。
- (5) 控訴人は、前項の弁済の都度、直ちに、被控訴人に対し、上記弁済に対応する別紙元金計算書記載の受領年月日、受領金額、利息、損害金、元金への充当額、各弁済後の残存債務額、貸付年月日、商号、住所地、登録番号、貸付金額等、貸金業法18条及び同法施行規則15条に定める事項を記載した受取証書をそれぞれ交付した。

4 抗弁に対する認否

- (1) 抗弁(1)ないし(3)、同(5)はいずれも明らかに争わない。
- (2) 抗弁(4)は否認する。

理 由

1 請求原因についての検討

- (1) 請求原因(1)ないし(3)の各事実はいずれも当事者間に争いが無い。
- (2) 請求原因(4)の事実につき検討するに、利息制限法所定の利率を超過する利息は当然に元本に充当されることから、別紙計算書「残元金」欄に記載のとおり、平成19年3月28日の弁済によって元金の弁済は終了し、59万9622円の過払金が発生する(上記事実は、当事者間に争いのない請求原因(1)ないし(3)の事実を前提にすれば、計算上明らかである。)。したがって、請求原因(4)の事実は認められる。
- (3) 請求原因(5)について

ア 金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であつて、この理は、

貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁判所第2小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

イ 本件では、後述2(2)で認定既示のとおり、貸金業法43条1項の適用が認められないことから、控訴人が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるか否かが問題になる。

そこで検討するに、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

① 被控訴人に交付された貸付及び保証契約説明書には、各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを怠った場合に、通知催告の手続なくして期限の利益を失い、債務全額及び元本に対する遅延損害金を即時に支払うことが明記されている【乙3】。

② 本件貸付に関する契約証書と貸付及び保証契約説明書には、利息制限法1条及び同法4条の定めが挿入されている【乙1, 乙3】。

③ 控訴人は、最高裁平成18年1月13日第2小法廷判決（以下「平成18年判決」という。）を受けて、期限の利益喪失条項を上記のように改訂した【明らかに争わない事実】。

④ 控訴人の契約担当者であった訴外は、本件貸付の際、貸付及び保証契約説明書の全ての条項を読み上げた【証人7項、被控訴人（当審における尋問結果。以下同じ。）2項】。

⑤ 本件貸付に関する償還表には、返済予定日、元金及び約定利息に従った利息、元金と利息の返済合計額が記載されている【甲3】。

⑥ 被控訴人は、貸付及び保証契約説明書の「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」との記載の下に署名した【乙9】。

⑦ 被控訴人は、宮城県石巻市で販売業を営んでおり、メインバンクの訴外石巻商工信用組合からの運転資金の借入れ等により経営を継続してきた【甲6】。

⑧ 控訴人は、被控訴人からの返済があった都度、被控訴人に対して領収書を交付しているが、当該領収書には、「充当項目、又は金額に異存のある場合は、善処致しますので至急ご連絡ください。」と記載されているにもかかわらず、被控訴人から充当関係等につき異議はなかった【明らかに争わない事実】。

⑨ 貸金業者が借主に交付すべき書面についてのパブリックコメントに対する金融庁の考え方は以下のとおりである。【明らかに争わない事実】

①. パブリックコメントの概要

貸付時の交付書面に、利息制限法の範囲内の弁済額も併せて記載し、この弁済をすればそれ以上の義務はないことを明示すること。

貸金業者は、返済請求時に、書面で、約定額とともに利息制限法に基づく返済額も明示し、併せて利息制限法内の弁済しか支払義務のな

い旨の記載をすること。

② 上記コメントに対する金融庁の考え方

利息制限法を超える金利で借入を行っている場合において実際にいくら支払わなければならないのかは、過去の弁済の状況等によっては、みなし弁済の成立の有無や弁済の充当関係により必ずしも明らかではない場合も考えられます。従って、ご指摘のような記載を義務づけることは困難なところがあり、必ずしも適切ではないものと考えられます。

(イ) 大阪高等裁判所平成17年3月24日判決（以下「大阪高裁判決」という。）は、以下のとおり判示している。〔甲7〕

期限の利益喪失条項が超過金利の支払の任意性について及ぼす影響を避けるのであれば、約定金利が利息制限法の制限を超えている場合には上記期限の利益喪失条項の末尾に「ただし、利息制限法の期限内の利息が支払われている限りは期限の利益を失うことはない。」旨を注記し説明すれば足りることである。

ウ(イ) 以上の認定事実を前提に検討するに、平成18年判決は、債務者が約定利息の支払いを怠った場合には、期限の利益を喪失する旨の期限の利益喪失条項の存在が、事実上、債務者に対して支払いを強制していると判示していることに照らせば、平成18年判決を受けて、控訴人が期限の利益喪失条項を利息制限法所定の制限利息の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとの内容に改訂し、加えて利息制限法の規定を掲載したことにより、平成18年判決で指摘された支払いの事実上の強制という要素は消滅したと考えることも理解できないことではない。

また、上記認定のとおり、本件貸付当時、金融庁や大阪高裁判決の見解が存在したこと、被控訴人が会社経営者であったこと等の事情に照らせば、控訴人が、本件貸付に関し、貸金業法43条1項の任意性に疑義

が生じないものと考えたとしても、直ちに不合理であるとすることはできない。

(イ) しかしながら、償還表には約定利息による毎月の支払合計額が記載されているところ、被控訴人は、別紙元金計算書のとおり、償還表記載の支払合計額と完全に一致した額を毎月返済していたことに加え、後記2イ(イ)ないし(イ)で認定のとおり、訴外(イ)は、被控訴人に対し、利息制限法や制限超過利息についての具体的な説明をしないまま、償還表に従って返済するようにのみ伝えていたことを併せ考えれば、控訴人は、被控訴人が償還表に記載された毎月の支払合計額を返済しなければ期限の利益を喪失すると誤信したまま毎月の返済を続けていた可能性があることを十分に認識することができたものと考えられる。

そうであれば、控訴人は、貸金業法43条1項が適用されない可能性を認識しつつ、被控訴人の返済を受け続けてきたとも評価できるのであって、少なくとも、控訴人が、本件貸付に関し、およそ貸金業法43条の適用が否定されることはないという認識をもって制限超過利息を受領したとまでは認定できない。

(イ) 以上の事情を総合すれば、上記(イ)のとおり、控訴人には、貸金業法43条1項の適用があると考えたことについて一定の理由があることは否定できないものの、貸金業法43条1項が認められるとの認識を有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるとまではいえない。

したがって、控訴人は、民法704条の悪意の受益者であると推定される。そして、本件全証拠を総合しても、上記推定を覆すに足りる証拠はない。

よって、請求原因(5)の事実は認められる。

(1) 抗弁(1)ないし(3)、同(5)はの各事実はいずれも明らかに争わないから、これを自白したものとみなす。

(2) 抗弁(4)について

ア、貸金業法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として支払った金銭の額が、利息の制限額を超える場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた同法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、その支払が任意に行われた場合に限って、例外的に、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、制限超過部分の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として貸金業に対する必要な規制等を定める貸金業法の趣旨、目的(同法1条)等に鑑みると、同法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきである。そうすると、同法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいうものと解すべきである(最高裁判所第2小法廷平成18年1月13日判決・民集60巻1号1頁参照)。

そして、債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき総合的に判断されるべきである。

イ そこで検討するに、上記1(3)イで認定した各事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(ア) 被控訴人と訴外[]は、平成18年5月18日、訴外[]宅の一室において、訴外[]を連帯保証人とする金銭消費貸借契約を締結した[争い

がない]。

(イ) 訴外[]は、本件貸付の際、被控訴人に対し、貸付及び保証契約説明書を全て読み上げた。訴外[]が上記書面を読み上げている際、被控訴人は、交付された上記書面の控えを見ていた。その後、被控訴人は、上記書面の下欄にある「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」との記載の下に、署名をした。[乙3、証人[]7項、被控訴人3項、弁論の全趣旨]

(ロ) 被控訴人は、貸付及び保証契約説明書の第5項の説明を受けている際に、訴外[]から償還表を渡された。その際、被控訴人は、訴外[]から、このとおり期日に遅れることなく支払ってくださいという趣旨の説明を受けた。[被控訴人4項、弁論の全趣旨]

(ハ) 訴外[]は、貸付及び保証契約説明書を用いて契約内容を説明した後、契約証書の作成を始めた。訴外[]は、契約証書を作成する際には、内容を読み上げることはしなかった。また、貸付及び保証契約説明書を用いた契約内容の説明において、被控訴人から後記(ロ)以外には質問がなかったため、訴外[]は期限の利益喪失条項について具体的な説明をしなかった。[乙4.9、証人[]9項、同10項、弁論の全趣旨]

(ニ) 本件貸付に係る契約は、およそ1時間で終了した。訴外[]は、本件貸付の全体を通じて、貸付及び保証契約説明書を読み上げる以外に具体的な補足説明をすることはなかった。[証人[]14項、同16項、同20項、被控訴人13項]

(ホ) 被控訴人は、訴外[]に対し、償還表のとおり支払えないおそれがあるが、そのような場合にはどうすればよいか質問したところ、訴外[]は、償還表のとおり支払ってくださいと回答した[被控訴人13項]。

(ヘ) 被控訴人は、上記1(3)イ(ロ)で認定のとおり、[]の修理・販売を行う会社の代表者を務めており、契約書に署名をした経緯はあるが、契約

書の全てを読んで理解することは少なかった【被控訴人9項】。

ウ) 被控訴人の経営する会社は赤字が続いている状態であったところ、平成18年4月頃、500万円の事業資金が不足し、メインバンクである石巻商工信用組合からの借入も限度額いっぱいまで融資を得られる状態ではなかったため、急場をしのぐため控訴人から金銭を借り入れることにした【甲6、弁論の全趣旨】。

ウ) 以上の認定事実を前提に検討するに、訴外は、利息制限法所定の制限利息の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するという条項と利息制限法の規定を読み上げ、被控訴人は、その文面を見ながら訴外の読み上げを聞き、説明を受けたことについて署名をしていることに加え、被控訴人は会社経営者であって自ら契約業務に携わっていたことを併せ考えれば、被控訴人は、超過利息を自己の自由な意思に基づいて支払っていたとも考えられる。

イ) しかしながら、訴外は、貸付及び保証契約説明書を用いた説明の際、償還表に記載されたとおり返済するよう説明しているところ、償還表は約定利率にしたがった返済額が記載されているのであるから、被控訴人が約定利率にしたがって返済しなければならないと考えることも無理からぬところである。

また、被控訴人の償還表のとおり支払えない場合にはどうすればよいかという質問に対し、訴外は、償還表のとおり支払ってくださいと回答しているところ、訴外が期限の利益喪失条項について具体的な説明をしていないことも併せ考えれば、上記回答によって、被控訴人が償還表のとおり支払わなければ期限の利益を喪失すると考えたとしても不自然ではない。

さらに、上記の事情に加え、被控訴人が、本件貸付当時、資金繰りに窮しており、一括返済を迫られれば会社の経営は破綻する状況にあった

のであり、訴外から償還表のとおり支払うよう指示されれば、そのとおり支払わざるを得ない立場にあったのであるから、返済の過程で質問や異議がなかったとしても、それをもって自由な意思による返済であったと断定することはできない。

加えて、被控訴人は法律に精通していたとはいえず、被控訴人の業務に照らしても利息制限法が関わる契約を締結する機会は少なかったと考えられることに加え、訴外が、貸付及び保証契約説明書を読み上げただけで制限利息を支払ってれば期限の利益は喪失しないことを具体的に説明していないことも併せ考えれば、契約証書や貸付及び保証契約説明書に制限利息の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するという条項や利息制限法の規定が抜粋が記載されていたからといって、被控訴人が、制限利息を支払ってれば期限の利益は喪失しないことを理解したうえで返済をしていたと直ちに推認することはできない。

ウ) 以上の事情を総合すれば、上記ウ)の事情を考慮したとしても、被控訴人が、制限超過利息を支払わなければ期限の利益を喪失し、一括返済を迫られるとの誤解によって制限超過利息を支払っていた可能性を否定することができない。したがって、被控訴人が、制限超過部分の利息を自己の自由な意思に基づいて支払ったと認定することはできない。

よって、抗弁(4)の事実は認められない。

3 結論

以上の検討によれば、被控訴人の請求には理由があり、原判決は正当であるから、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担について民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

利息/元 計算書

入金日	入金額	期間	計算根拠		利息 増減金	利息・損害金 不足額	元本 充当額	NO.1 残元本
			$\times 0.282$	$\times 41 / 365 =$				
H18.6.29	263,000	5/19 ~ 6/28	$5,000,000 \times 0.282 \times$	$41 / 365 =$	164,030	0	99,000	4,801,000
H18.8.1	-197,074	6/28 ~ 7/31	$4,901,000 \times 0.282 \times$	$33 / 365 =$	129,386	0	67,688	4,833,312
H18.8.31	202,883	8/1 ~ 8/30	$4,833,312 \times 0.282 \times$	$30 / 365 =$	115,999	0	86,984	4,746,428
H18.10.2	200,924	8/31 ~ 10/1	$4,746,428 \times 0.282 \times$	$32 / 365 =$	121,508	0	76,316	-4,667,112
H18.11.1	195,032	10/2 ~ 10/31	$4,667,112 \times 0.282 \times$	$30 / 365 =$	112,010	0	83,022	4,584,090
H18.12.28	193,040	11/1 ~ 11/28	$4,584,090 \times 0.282 \times$	$28 / 365 =$	102,683	0	90,357	4,493,733
H19.1.30	209,056	11/29 ~ 12/27	$4,493,733 \times 0.282 \times$	$29 / 365 =$	104,254	0	104,802	4,388,931
H19.2.28	178,460	12/28 ~ 1/29	$4,388,931 \times 0.282 \times$	$33 / 365 =$	115,867	0	62,583	4,326,348
H19.3.28	180,126	1/30 ~ 2/27	$4,326,348 \times 0.282 \times$	$28 / 365 =$	109,371	0	78,755	4,246,593
	4,341,716	2/28 ~ 3/27	$4,246,593 \times 0.282 \times$	$28 / 365 =$	95,123	0	4,246,593	0
					以	下	余	自

これは正本である。

平成21年11月12日

仙台地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 新堀裕

